

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 養護老人ホーム（第2条—第6条）

第3章 元気ふれあい館（第7条—第12条）

第4章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知市福寿園条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 養護老人ホーム

（入所者）

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）に入所することができる者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号又は第2号の規定に基づく措置について市町村長（同項第1号又は第2号に規定する措置事務を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所の長に委任した場合は、当該事務所の長。以下第6条までにおいて同じ。）が必要と認める者とする。

（入所の制限）

第3条 市長は、管理上特に不相当と認められる者については、養護老人ホームへの入所（以下この章において「入所」という。）を拒むことができる。

（入所依頼）

第4条 市町村長は、入所をさせ、又は入所を委託しようとするときは、当該入所を依頼する書面に当該入所させるべき者の戸籍謄本、健康診断書の写しその他必要な書類を添えて市長に依頼しなければならない。

（入所依頼に対する回答）

第5条 市長は、前条の依頼があったときは、その入所の可否を審査し、入所を実施する旨又はこれをすることができない旨を市町村長に回答しなければならない。

（退所）

第6条 市長は、入所をした者（以下「入所者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所をさせ、又は当該入所を委託した市町村長（以下「委託市町村長」という。）と協議の上、当該入所者を退所させるものとする。

- （1） 入所基準に適合しなくなったとき。
- （2） 園内の秩序を乱す等不都合な行為があったとき。

(3) その他退所させる必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により入所者を退所させようとするときは、退所通知書（第1号様式）にその理由を付して委託市町村長に通知するものとする。

3 委託市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該入所者を引き取るものとする。

第3章 元気ふれあい館

(使用許可の申請)

第7条 条例第11条第1項の規定によりふれあい館の使用の許可を受けようとする者は、使用を開始しようとする日の7日前までに高知市福寿園元気ふれあい館使用許可申請書（第2号様式。次項において「申請書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 申請書は、使用を開始しようとする日の属する月の2か月前の月の第1日から受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による使用を許可したときは、高知市福寿園元気ふれあい館使用許可証（第3号様式。以下「許可証」という。）を当該申請をした者に交付するものとし、使用を許可しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 許可証の交付を受けた者は、ふれあい館の施設の使用に当たって当該許可証を係員に提示しなければならない。

(使用の許可の取消しの申出)

第9条 前条第1項の規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、同項の規定による使用の許可の取消しについて申出をしようとするときは、高知市福寿園元気ふれあい館使用許可取消申出書（第4号様式）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者その他ふれあい館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証に記載した許可条件に違反しないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ打等をしないこと。
- (6) 許可を受けないで飲食し、又は飲酒しないこと。
- (7) 使用の許可を受けていない施設、設備器具等を使用しないこと。
- (8) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 使用後は、設備器具等を点検するとともに、整理整頓及び清掃を行うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示する事項

(使用料の減免)

第11条 条例第15条の規定による使用料の減免は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 高知市，高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は公共的団体が主催する公共的事業のために使用する場合は，全額免除する。
- (2) 条例第6条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が主催する公共的事業のために使用する場合は，全額免除する。
- (3) 高知市，教育委員会若しくは公共的団体が共催し，又は後援する公共的事業のために使用する場合は，条例別表に定める額によって算定した料金を5割減額して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数金額を切り捨てる。）を使用料とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるときは，全額免除し，又は条例別表に定める額によって算定した料金を5割減額して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数金額を切り捨てる。）を使用料とする。

（指定管理者を指定した場合の取扱い）

第12条 条例第6条第1項の規定に基づき福寿園の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から第9条までの規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは，「指定管理者」とする。

2 条例第17条第4項の規定により条例第15条の規定を準用する場合における前条の規定の適用については，同条中「第15条」とあるのは「第17条第4項において準用する条例第15条」と，「使用料」とあるのは「利用料金」と，「別表に定める」とあるのは「第17条第3項の規定により定められた」と，「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 第1項の場合における第7条第1項，第8条第1項及び第9条に規定する様式は，指定管理者が別に定めるものとする。

第4章 雑則

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（高知市老人福祉施設条例施行規則の廃止）

2 高知市老人福祉施設条例施行規則（昭和47年規則第55号）は，廃止する。

（高知市老人福祉施設条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の高知市老人福祉施設条例施行規則の規定によりされている措置は，別に定めのあるものを除き，この規則の施行の日以後においては，この規則の相当規定によりされた措置とみなす。

附 則（平成20年1月1日規則第18号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月1日規則第127号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市福寿園条例施行規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市福寿園条例施行規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則 (平成21年4月1日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知市福寿園条例施行規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市福寿園条例施行規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。